

令和５年第３回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

令和５年３月２７日（月）

開会 午前９時３０分

閉会 午前１１時３０分

2 開催場所

尾張旭市役所 ３階 ３０２会議室

3 出席委員

委員長 滝 恵美

委 員 金田礼市、宮田 弘

4 欠席委員

０名

5 傍聴者数

０名

6 出席した事務局職員

課長 大内裕之、課長補佐兼法務文書係長 林 幹人、主査 中村拓哉

7 議題

- (1) 第１号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- (2) 第２号議案 尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について
- (3) 第３号議案 尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について
- (4) 第４号議案 尾張旭市公平委員会個人情報保護規則の廃止について
- (5) 令和５年１月１６日付け措置要求に係る判定について

8 会議の要旨

委員長	おはようございます。 本日は、委員３名が出席しております。 地方公務員法第１１条第１項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より令和５年第３回尾張旭市公平委員会を開会します。 これより議事に入ります。
-----	---

	はじめに、「第 1 号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務局から説明してください。
事務局	第 1 号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、御説明します。 事前にお配りした資料の、左上に第 1 号議案と書かれているものをご覧ください。 この「尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則」は、地方公務員法第 5 2 条の規定により組織することができる「職員団体」について、管理職員等に該当する職員と、それ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、その管理職員等の範囲については、公平委員会の規則により定めることとなっております。 本市におきましては、令和 5 年 4 月 1 日に行政組織の変更が行われ、それに伴い、現在この規則で定められている管理職員等のうち、「総務課総務係長」が「総務課行政係長」に変更となることから、改正を行うもので、令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。
宮田委員	管理職員等の範囲について、部長から施設長補佐までは役職で、途中から「企画課政策企画係長」のように細かく区分されておりますが、どのような考え方で定められていますか。

事務局	課長補佐級以上の職員は全員一律で対象としており、そのほかに、人事や市全体の計画に関する事務、今回のように庁舎管理を行っているなどの特別な事情がある職員について個別に対象としています。
委員長	総務係長から行政係長に変わるのは、名称の変更ということですか。
事務局	庁舎管理を行っている総務係が、総務政策係と行政係の二つの係に分かれ、このうち、庁舎管理を行う行政係長を対象とする変更を行うものです。
宮田委員	全体の職員のうち、管理職の割合はどのくらいでしょうか。
事務局	確認し、改めてお知らせします。
委員長	それでは、規則の制定について、御異議はございませんか。 (異議なし) 御異議がないようですので、規則を制定することといたします。 次に、「第２号議案 尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について」、事務局から説明してください。
事務局	第２号議案 尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則の

	一部改正について、御説明します。 資料の第２号議案をご覧ください。 この案は、地方公務員法が改正され、職員の定年が６０歳から６５歳に引き上げられることに伴い、地方公務員法を引用している規定について所要の整備を図るものです。 改正前の地方公務員法第２８条の４及び第２８条の５の規定は、６０歳の定年に達した職員を、再度任用することができる規定でしたが、定年の引上げによりこの規定は廃止され、代わりに、６０歳以降に退職した職員について、短時間勤務の職に再度任用することができる制度として、第２２条の４第１項の規定が追加されました。 これに伴い、公平委員会に対して苦情相談を行うことができる対象となる事項について、規定の整備を行い、令和５年４月１日から施行しようとするものでございます。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。
宮田委員	定年が６０歳から６５歳に引き上げられることについては、どこに規定がありますか。
事務局	定年については、尾張旭市職員の定年等に関する条例で定められており、１２月議会で定年の引上げに関する改正について議決されました。
委員長	それでは、規則の制定について、御異議はございませんか。

	(異議なし) 御異議がないようですので、規則を制定することといたします。 次に、「第３号議案 尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」、事務局から説明してください。
事務局	第３号議案 尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について、御説明します。 資料の第３号議案をご覧ください。 個人情報の取扱いに関する基本的なルールにつきましては、これまでは市町村が独自に条例を定め、運用しておりました。本市では、尾張旭市個人情報保護条例という条例がそれに該当しますが、今回、国の個人情報保護制度の見直しが行われ、令和５年４月１日以降は、個人情報の取扱いについては、国の「個人情報の保護に関する法律」が直接適用されることとなりました。 これにより、尾張旭市個人情報保護条例が令和５年４月１日に廃止されることから、この条例を引用している規則の規定について、所要の整備を図り、令和５年４月１日から施行しようとするものでございます。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。

金田委員	もともと個人情報の保護については、地方が国に先行しておりますが、本市の条例と法律で内容は変わりますか。
事務局	開示手続について国の手続に合わせ、変更となるところはありますが、本市の条例は国とほぼ同時期に制定しており、法律の規定に沿って作られているため、内容が大きく変わることはありません。
委員長	それでは、規則の制定について、御異議はございませんか。 (異議なし) 御異議がないようですので、規則を制定することといたします。 次に、「第４号議案 尾張旭市公平委員会個人情報保護規則の廃止について」、事務局から説明してください。
事務局	第４号議案 尾張旭市公平委員会個人情報保護規則の廃止について、御説明します。 資料の第４号議案をご覧ください。 この案は、第３号議案と同様に、国の個人情報保護制度の見直しに伴う対応を行うもので、市で独自に定めていた「尾張旭市個人情報保護規則」が廃止となることに伴い、関連する当該規則も合わせて令和５年４月１日に廃止しようとするものでございます。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。 (なし) それでは、規則の制定について、御異議はございませんか。 (異議なし) 御異議がないようですので、規則を制定することといたします。
	(以降、非公開で開催)